

宍粟市公告

宍粟市森林整備計画の変更に係る縦覧について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、宍粟市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により、下記のとおり縦覧に供する。

なお、宍粟市森林整備計画の変更案に意見がある者は、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに、宍粟市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和7年10月3日

宍粟市長 福元晶三

記

1. 縦覧の対象

宍粟市森林整備計画書（案）

2. 縦覧の場所及び意見の提出先

宍粟市産業部森林環境課

3. 縦覧期間及び意見の提出期限

令和7年10月6日（月）から同年11月5日（水）まで（閉庁日は除く。）

4. 時間

午前8時30分から午後5時15分まで